

HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター 〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

CONTENTS

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

巻 頭	ひろしま産業振興機構の海外ネットワーク		1
海外 レポート	シンガポール	2019 年予算発表、外国人雇用がさらに厳しく	2
	大 連	高齢化社会とペット市場	3
	ホーチミン	ベトナム1 年間で勝手にダイジェスト	4
	チェンナイ	インドの IT スタートアップ業界の最新情報と動向	5
	バンコク	駐在員事務所の労働許可証免除について新しい解説と外国人事業法 Q&A	6
	中 国	中国ビジネスQ & A（上海市生活ゴミ管理条例について）	7
お知らせ			8

海外ビジネスのサポートはお任せください。皆様からのご相談をお待ちしております。



産振構海外ネットワーク
★ビジネスサポーター
◆上海事務所



2019 年予算発表、外国人雇用がさらに厳しく

碓 知子

毎年 2 月に発表されるシンガポール予算。新たな支援策や規制の全体が網羅されるので、企業からも個人からも注目の的です。2019 年は国の基礎を築いたラッフルズ卿の上陸から 200 年目。これまで培ってきた国家資源を戦略的に活用しながら「より強靱（きょうじん）で団結した国を目指す」と 2019 年予算を発表したヘン・スイキャット財務相は述べました。

予算には、高齢者への支援の拡充、中小企業のデジタル化の推進などが盛り込まれていて、これらは歓迎なのですが、賛否両論分かれるのが外国人雇用の制限です。

＜シンガポールの就業ビザの種類＞

この国で働くためのビザはいくつか種類があります。駐在員や、ホワイトカラーを対象とした Employment Pass（雇用ビザ）、中技能向けの熟練労働者を対象とした就労許可の S パス、単純労働者対象のワークパーミットが主です。シンガポールは従来、外国人の就業にオープンで多くの外国人を受け入れてきましたが、2011 年の選挙を境に方針を転換。これらのビザ取得要件は年々厳しくなっています。

＜サービス業界、さらなる人材難＞

人材難が目立つのはサービス業界です。特に日本からの参入の多い飲食レストラン業界では、シフト制で勤務時間が不規則なので、なかなかシンガポール人は就職しながらない業種で、外国人労働者が多いのが特徴です。外国人労働者を雇用するにあたっては、シンガポール人・シンガポール永住権（PR）保持者の従業員総数に対して何%というように、雇用できる上限が決まっています。それが従来の 40%から 2020 年 1 月から 38%、2021 年から 35%に削減されます。外国人労働者は、S パスとワークパーミット取得者の合計ですが、シンガポール人と就職上の競争相手になると見られている S パス保持者だけに限っては、従来の 15%から 2020 年に 13%、2021 年には 10%と削減されます。例えば、あるレストラン

が 20 人のシンガポール人・PR 保持者を雇っている場合、今は 3 人の S パス保持者を雇えますが、2020 年からは 2 人となります。この数字だけだと、たった 1 人の削減、と見えるかもしれませんが、すでに 15%の上限でも、シンガポール人の求職者がなく人材不足が深刻です。不法労働者を働かせていたレストランが摘発を受けた例もあると漏れ聞きます。こうした中、サービス業はさらなる人材不足に直面すると見られています。

＜日本企業への影響＞

日系企業を中心に、多くの日本人がローカル採用で就職していますが、そこにも変化が出てきています。雇用ビザに必要な最低給与が 3,300 ドルから 3,600 ドルに 2017 年に引き上げになりましたが、「そこまで給与は上げられない」ということで雇用打ち切りになった人、S パスに格下げになって雇用継続になった人、会社は給与を上げてくれたのにビザの更新が許可されなかった人など様々です。日本の就職氷河期以降、日本からも多くの若者がシンガポールに就職に来て、海外手当などの福利厚生なしで、頑張ってきましたが、それなりの年齢、それなりの経験年数を経ても、給与が上げてもらえない人はどんどん淘汰されていきます。

「社長は英語ができないが、現地採用の日本人秘書がいるから大丈夫」というわけにはいなくなるかもしれません。シンガポールの大卒初任給平均額は 3,400S ドル（約 27 万円）と、日本より高額（2016 年で平均 20 万 6100 円）という中、30 歳過ぎの経験者でも大卒初任給くらいの給与で働いていた日本人ローカル採用人材に日本企業は相当助けてもらっていたはず。

ある人材会社によると、日系企業の間で日本語を話せるシンガポール人の採用需要が高まっているといいます。また新規に進出を考える企業は、シンガポールの人材事情を十分に検討することが必須でしょう。

外国人雇用基準の変化

	現在	変更後 1	変更 2
外国人労働者比率上限（DRC）	40%	38%(2020.1～)	35%(2021.1～)
S パス保持者の従業員比率上限	15%	13%(2020.1～)	10%(2021.1～)
S パス最低給与	2300 ドル(2019.1～ 100 ドル UP)		
雇用ビザ	3600 ドル(2017.1～ 300 ドル UP)		
人頭税（S パス保持者）	650 ドル(従業員比率 10～15%)		
人頭税（S パス保持者）	330 ドル(従業員比率 10%未満)		
採用枠基準の現地社員	1200 ドル(2017.1～ 100 ドル UP)	1300 ドル(2019.7～)	

高齡化社会とペット市場

朴 恵子

<高齡化社会とペット市場>

近年、中国でも高齡者社会が叫ばれています。遼寧省では、1996年から高齡化社会に突入したといわれています。2017年末現在の遼寧省全域での総人口は4,232万人で、このうち65歳以上の高齡者は608万人と14.37%を占めます。

遼寧省でも、瀋陽市や大連市は高齡者が多いといわれています。大連統計局によると、大連市の2017年末における総人口は594.7万人で、60歳以上の高齡者は全市で148.6万人にのぼります。人口全体の2割以上を占めています。

<拡大するペット市場>

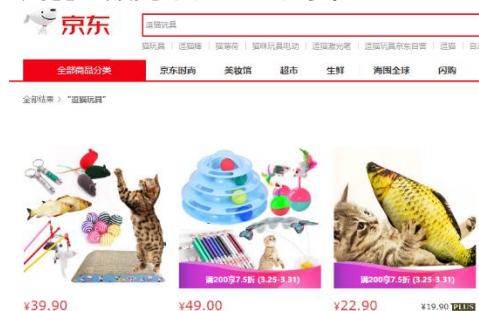
進む高齡化社会と同様、ペット市場も急増しています。

中国におけるペット市場の規模について、2014年には719億元だったのが、2018年末には1,708億元に達しています。中国のペット市場が急激に拡大した要因としては、収入が増加していることにあわせ、高齡化社会も大きく関係しています。80後や90後は結婚しても核家族を望むため、高齡世帯が増加。その高齡世帯はペットを家族の一員として迎え入れていることから、ペットに費用をかける傾向があります。

また民間調査会社の速途研究院によると、ペットを飼っている人のうち、40%が25歳から35歳、30%が45歳以上だといいます。働き盛りのストレスを抱えた世代と、子供が独立してしまった世代の多くがペットを飼っているという報告がありました。ペット市場の拡大が進んだ背景にあるのは、こういった世代の心を癒していたのだと思います。

このほかのペット市場が拡大した要因として、インターネット通販サイトでの購入が挙げられます。大手インターネットサイトの「京東」でもペット専用ページが開設されており、

ドッグフードやキャットフード、シャンプー剤やおやつ、歯磨きや美容品など、各種ペット用品が販売されています。



京東集団の研究院によると、ネット通販でペット用品を購入する地域が多いのは、北京市、広東省、上海市、江蘇省、四川省だといえます。いずれも高齡者の比率が低くなく、収入の高い地域であることがわかります。

高齡化社会と聞くと、サービスがまだ十分でないこと、介護してくれる人が身近にいないなど、厳しい現実を耳にします。中国でも、再雇用で仕事に就く老人がいるとはいえ、日本ほど一般的でもありません。そんな生活のなかでペットを飼うということは、慰めでもあり、安らぎでもあり、家族にもなります。

高齡化を支える市場は、介護市場だけでなく、温かみを感じるモノやサービスも十分支えられるのではないのでしょうか。私自身、まだ高齡者にはまだ遠いため、高齡化社会を真から理解していません。ただ、自分が将来高齡者となった時必要なものを考えた場合、やはり人の温かさだったり、優しさを感じられるものだったり…。実は身近にあるのではないかと思います。

※ 高齡化社会：国際連合の定義では、65歳以上の老年人口の比率が総人口の7%を超えた社会を指す。

14%を超えると高齡社会という。日本では1970年に7%を超えた。

※ 80後：1980年代生まれを指す。

90後：1990年代生まれを指す。

【各地域のGDPと人口・高齡者数】

都市名	2017年GDP		2017年末人口		
	GDP(億元)	成長率(%)	総人口(万人)	高齡者(万人)	高齡者比率(%)
北京市	28,000	6.7	2,170.7	358.2	16.5
広東省	89,900	7.5	11,169.0	962.6	8.6
上海市	30,133	6.9	2,418.3	345.8	14.3
江蘇省	85,900	7.2	8,029.3	1,073.2	13.4
四川省	36,980	8.1	8,302.0	1,181.9	14.2
大連市	7,363	7.1	594.7	148.7	25.0

65 (北京は60) 歳以上

ベトナム1年間で勝手にダイジェスト

石川 幸

ベトナムは旧正月(テト)の2月5日に新年を迎えました。新年ということで、2018年から2019年の経済や進出に関連する主な出来事を振り返りたいと思います。

■2018年2月：2015年に発効した越韓FTAがスタートし、韓国からの輸入品704種の関税撤廃。経済面では、不動産M&A取引額(17年)が発表され、前年比+60%増の15億USDとなる。一方で、ホーチミン市にあるデパート「パークソン」閉鎖のニュースが流れるなど小売業界では後ろ向きなニュースもあった。

■2018年3月：ベトナム株が11年ぶりに過去最高値更新。高層ビル建設が増加する中で、41人が死亡するというマンション大火災が発生。今まで軽視されていた火災保険や防火設備に注目が集まった。経済連携協定(EPA)に基づき日本が受け入れた看護師候補生の中から、日本の看護師国家試験でベトナム人18人が合格したとの嬉しいニュースがあった。

■2018年4月：先月の大火災を受け、マンションの火災保険加入義務付けの正式発表がある中、西鉄と阪急阪神不動産が分譲住宅事業第5号案件を始動した。その他、配車サービスを提供するウーバーが撤退し、競合であるGrabに事業を引き継いだ。地下鉄が完成時期の見通しが未定のベトナムでは、交通手段に大きな影響を与えた。

■2018年5月：先月ウーバーから事業継承を受けたGrabはサービスを拡大し、フードデリバリーを試験展開開始。これにより、飲食業界のビジネス形態に大きな影響を与える。イオンベトナム6号店が北部ハイフォンに出店、内需の成長を期待する姿勢が見られるニュースとなった。日越は2018年に外交関係樹立45周年を迎え、クアン国家主席が訪日。日本外務省が2017年ビザ発給統計発表によると、ベトナムは22.7万件で過去最高となった。

■2018年6月：日本政府は下水道更生に26億円の無償資金協力を発表。職業教育・訓練強化分野でも156億円の円借款を発表。また、サイバーセキュリティ法が可決し、SNSなど一部のサービスへの影響を懸念し、国内で大規模なデモが発生。内需面では、W杯開幕の駆け込み需要でテレビの売上が通常の3倍になった。

■2018年7月：ピンコムSCが国内最高層ビル81階建ての「ランドマーク81」を開業。内需関連では、南部に比べ内需の成長スピードが緩やかだと言われるハノイでH&Mベトナム4号店がオープン。

■2018年8月：カレーハウスCoCo壱番屋とリンガーハットが1号店をオープン。

また、イオンで福島県産梨が販売開始。その他、ユニクロが19年秋頃に初出店するとの内容を発表し、内需の成長に期待が集まるニュースが集中する月となった。

■2018年9月：福岡県産の二十世紀梨が初出荷。食品の安全性に注目が集まり国外からの安全・安心の果物に注目が集まった。ベトナム国内ではチャン・ダイ・クアン国家主席が61歳という若さで他界し、国中が深い悲しみに包まれ、喪に服した。

■2018年10月：チョン書記長が国家主席兼任することが正式決定。ビンググループ傘下のピンファストは国内車販売に向け、2車種を正式発表。その他、雪国まいたけが販売開始。ホンダベトナムの二輪車累計生産2,500万台を達成。

■2018年11月：ピンファストが電動バイクを発売開始。ハノイで神奈川フェスティバル開催される。住友商事がビンフック省で第3タンロン工業団地を操業開始。その他、AKB48姉妹グループでホーチミンを拠点に活動する「SGO48」第1期生のお披露目会が開催。

■2018年12月：ビンググループ傘下ピンスマートが自社ブランドスマホを発売発表。ヒルトンホテルがヒルトン・ダナンを開業。サッカーAFFスズキカップでベトナムが優勝し、若者を中心に市内が大変な騒ぎとなった。

■2019年1月：TPP11が発効し巨大自由貿易圏が誕生。更なる成長に期待が集まり、ベトナムIPO市場は総額で東南アジア最大規模に。日本との国交では、2018年の海外派遣労働者数が発表され、全体の14万2,860人に対し、日本への派遣は全体の約48.1%を占める6万8,737人となった。

■2019年2月：米朝首脳会談がベトナムで開催され、金正恩氏とトランプ氏が来越。ビンググループ会長がベトナム人初の世界長者番付トップ200入り。その他、無印良品の2020年ベトナム初出店が正式発表され、国内の中間富裕層の増加に期待が伺えるニュースとなった。

☆総括：

1年間を通して、ベトナム周辺国では米中問題や通貨危機など、不安なニュースが流れていたものの、国内では、経済的な観点から前向きなニュースが多い1年となりました。日越間の国交も政府間での外交が友好的な事に加え、個別企業や自治体レベルでも様々な活動目立つ年でした。

ベトナム進出は簡単に成功するものではありませんが、まだまだ成長する市場であるベトナム進出に興味をお持ちの方は是非一度ご相談下さい。

インドのITスタートアップ業界の最新情報と動向

田中 啓介

＜2018年のインドITスタートアップ業界の概要＞

NASSCOM（インド全土ソフトウェア企業連盟）の発表によると、2018年のスタートアップ新規設立社数は1200社以上、スタートアップの総数約7700社とあり、アメリカ、中国に次いで世界第三位の市場となっています。インド国内のユニコーン企業13社だそうですが、ちなみに、日本はIoT分野における深層学習の研究開発大手 Preferred Networks（東京）一社のみとなっています。

（※ユニコーン企業とは、創業10年以内、評価額10億ドル以上、未上場、テクノロジー企業の4つの条件を兼ね備えた企業）

2018年にITスタートアップが調達資金をした総額は138億米ドルで、注目を集めたのはフードデリバリープラットフォーム大手 Swiggy の「シリーズH」ラウンド10億米ドル、オンライン学習サービス Byju の4億米ドル調達で、どちらもインターネットおよびメディア大手 Naspers 社（南アフリカ）が投資を実行しました。この資金調達により上記2社共にユニコーン企業となりました。

（※一般的に「シリーズシード」は起業当初の計画ステージ、「シリーズA」は顧客が増え始める成長ステージ、「シリーズB」は経営が軌道に乗り将来の成長を見据えた計画的な戦略投資ステージ、「シリーズC」は黒字経営が安定しIPO（新規株式公開）やM&A等を意識するステージ、その後スタートアップの成長ステージおよび資金調達額に応じてシリーズD、E、F、G、Hと続く）

また、中国からの投資が急増している点も注目に値します。2018年、中国企業はインドで合計21社のITスタートアップに投資しており（2017年は12社）、いわゆる中国3強、「BAT」（検索エンジン：百度（Baidu）、Eコマース：アリババ（Alibaba）、ソーシャルメディア・メッセンジャーサービス： Tencent（Tencent））のうちの2社による出資が大きいようです

＜日系ITスタートアップのインド進出動向＞

これまではソフトバンクを筆頭に日本の投資家やベンチャーキャピタルがインドのITスタートアップに投資をする動きはありましたが、同時に、日本発のITスタートアップがインドへ進出する動きも始めています。例えば、名刺管理アプリの事業を行っている日本の Sansan 株式会社は、Eight ブランドに

てインドで事業展開を進めており、日本郵政キャピタル主導「シリーズE」ラウンドで2,600万米ドルを調達し、インドでも話題になっています。また、プログラミングオンライン学習サイトを運営する Progate は、2018年にインド進出を果たし、インド国内の高校や学校、エンジニアコミュニティ向けに営業を開始しています。

＜インドのスタートアップを悩ませる税制＞

活況を呈しているインドITスタートアップ業界ですが、まだまだ課題もあるようです。例えば、インド所得税法第56条において「市場価格を上回る価格にて新株発行を行った場合に、その超過相当額が“Income from other sources（その他の収益）”として認識され、30%が課税される」という規程があります。当該規程により、インドのスタートアップが資金調達によって得た運転資金のうち、市場価格を上回る部分について「Angel Tax（エンジェル税）」を納税する必要があり、多くのスタートアップが税務調査による追徴を受け、事業成長の足かせになっている、という実態がありました。産業団体においても度々議論となり、インド税務当局に対して税制改正を求める動きが続いているようです。現状、Angel Taxの免税申請ができる条件が、次の2点を満たすスタートアップのみに緩和されたものの、投資家が所得や資産開示することに抵抗を示すことが想定されるため、依然としてスタートアップや投資家にとっては悩ましい税制となっているようです。

1. 払込資本総額が1億ルピー（約1億6千万円）を超えないこと
2. エンジェル投資家が一定の金額を満たす所得および資産を開示すること。



【日本人駐在員の多いPowai 新興住宅地（ムンバイ）】

駐在員事務所の労働許可証免除についての新しい解説 と外国人事業法 Q&A

辻本 浩一郎

＜駐在員事務所の労働許可証免除 についての新しい解説＞

外国人の就労管理に関する緊急勅令 (no.2) B.E.2561 の改定で、前回の勅令第4条に「(8) 外国人事業法における事業を行うためにライセンスを取得する外国法人の代表者」が追加され、労働許可証の取得が免除される活動リストが広がりました。

この第4条について、雇用局の以前の解説にも、タイで事業を行う外国法人の代表者が含まれていましたが、駐在事務所、銀行の駐在事務所、地域事務所などは、商務省の省令の規定で外国人事業ライセンスの取得が免除となっています。

しかしながら、2019 年 1 月 14 日の労働省雇用局の新しい解説によれば、外国法人の代表者は、外国人事業ライセンスを持っていれば、労働許可証の免除が認められることになり、また、この新しい解説の結果として、当該解説に当てはまらない駐在事務所、銀行の駐在事務所、地域事務所などの外国人は、できるだけ早く労働省雇用局から労働許可証を取得しなければならなくなりました。

さらに、その免除を受けられる事業体の代表者が、目下有効な労働許可証を持っている場合、雇用局は、現在の労働許可証が終了するまで保持することを認めますが、その労働許可証の更新は受け付けないことになります。その者は、後日、現在の労働許可証の終了日から 15 日以内に労働許可証を無効にし、雇用局に労働許可証を返却することが義務付けられています。

＜外国人事業法 Q&A＞

なにかと話題の外国人事業法関連の事案ですが、下記のような質問が商務省事業開発局に寄せられました。

Q:

タイで登記した外国企業が車両部品の請負製造サービスに従事しています。その会社の事業プロセスは、部品を自社で製造できる場合、サプライヤーから金型、ジグ、検査ツ

ル（これら全てを「販売するツーリング」と呼ぶ）を購入し、顧客への部品を製造しています。しかしながら、係る製造ができない場合、当該会社は部品を他のメーカーから調達すると共に「販売するツーリング」も含め、全て顧客に販売します。

その会社は、自社または他のメーカーが購入・調達し顧客に販売する「販売するツーリング」の販売が、小売事業または卸売事業を行うと見なされるかどうかの助言を事業開発局に求めました。その事業が小売業と見なされる場合、同社は、1 億バーツの登記資本枠を使うことで、外国人事業ライセンスを取得せずにその事業を行うことができるかも併せて照会しています。

A:

(1) 部品を製造するために「販売するツーリング」をその会社が調達しても他のメーカーが調達しても、「販売するツーリング」全てを顧客に販売するので、この活動は、外国人事業法 B.E.2542 付表 3(14)における小売業の対象となる事業を行うと見なされ、外国人事業ライセンスが必要となります。

(2) この会社が外国人事業ライセンスを取得せずに小売業を行いたい場合、1 億バーツ以上の実質の完全払込資本を持つことを要求され、小売店5店舗を運営できます。この最低資本枠は外国人事業法 B.E.2542 や他の法律における他の事業で要求される最低資本枠を含みません。

小売とは直接消費者へ商品を販売することであり、卸売とは商品をバイヤーや代理店に販売することで、バイヤーや代理店は、再販売をするか顧客にサービスを提供する、または他の製品を製造するための材料としてそれらを使用する形態となります。

Q

最近、上海市政府がゴミ分別に関する新条例を公布したと聞きましたが、上海に拠点を置く企業や私たち個人にも何か影響はあるのでしょうか？

A

■上海市生活ゴミ管理条例とは

上海市政府は今年1月31日に開催された上海市第15回人民代表大会第2次会議で「上海市生活ゴミ管理条例」を公布しました。同条例は今年7月1日から上海市で施行されます。

新条例公布の背景には、上海市が長年抱えるゴミ問題に対して、更に分類規定を細かくし、企業・市民と協力してゴミ問題を解決していこうという意味が含まれています。ちなみに、2018年の上海市の1日の生活ゴミ運送量は約2万6,000トンです。年間の生活ゴミの量は約900万トンを超えており、市の経済が発展していくにつれ、ゴミ問題は避けられない大きな課題となっています。

■分類の仕方

今回公布された新条例に基づき、上海市ではゴミを出す際には4種類に分類しなければいけません。

＜種類別＞

- ①湿ったゴミ（消費期限切れの食品、残飯、果物の皮、植物、漢方薬のカス、腐敗しやすいものなど）
- ②リサイクルゴミ（古紙、プラスチック、ガラス製品、金属などリサイクル可能な生活廃棄物）
- ③有害ゴミ（電池、蛍光灯、薬品、ペンキや容器など人体の健康や自然環境に害を与える生活廃棄物）
- ④乾燥ゴミ（上記以外の生活廃棄物）

※居住区や公共エリアなど場所に依りて管理者が指定される。



【団地内の分別ゴミステーション】

■罰則

もし、ゴミの分別を行なわなかった場合は、新条例に基づき罰則が適用されます。罰則の適用者は「個人」と「組織や団体などの管理者」に分けられています。

- 個人がゴミの分別を怠った場合：50元以上200元以下の罰金（日本円で約850円から3,400円）
 - 組織や団体などの管理者が分別を怠った場合：5,000元以上5万元以下の罰金（日本円で約8万5,000円から85万円）
- ※1元17円で計算

■使い捨て箸、容器にも

今回の新条例では、レストランでの使い捨て箸やホテルのアメニティグッズについても規定しています。飲食店やデリバリースタッフが使い捨て箸を過剰に提供したり、ホテルや旅館などの宿発施設が使い捨て用品（アメニティグッズなど）を積極的に提供する事は禁止されました。上海では外売などのデリバリーサービスが発達していますが、今回の新条例により、店舗側は条例への対策を行うと共に、消費者のニーズに合わせた新たなサービスを開発する必要があります。

■上海市の取り組みと日系企業のビジネスチャンス

中国では経済成長に伴うゴミ問題が大きな課題となっています。そのため、中国国内では2018年から全国主要48都市でゴミの分別収集を試験的に実施しています。その内の1都市である上海の「2018年政府工作報告」によると、2018年は上海市に3,374カ所の再生資源回収場所が建設され、15カ所のゴミ資源利用施設が建設されていることが分かります。さらに今年は新たに12カ所のゴミ資源利用施設の着工を行う予定との事です。

こうした状況は、日系企業にもビジネスチャンスをもたらしています。中国国内のゴミ処理関連施設を建設するにあたって、日系企業の受注が増加しています。日本は過去に公害問題を乗り越えてきた経験があり、環境保護事業を手掛ける日系企業にとっては、これまで蓄積してきた環境技術を活かせるビジネスチャンスが増加しているのです。

2019年度「国際取引実務研修」開催案内

主催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・福山商工会議所

■ 研修内容

① 入門編

- ・貿易実務全体の入門理解
- ・貿易条件とインコタームズ
- ・輸出コスト計算
- ・売買契約書と船積書類(インボイス、パッキングリスト、原産地証明書、保険証券、船荷証券)
- ・輸出業務と輸入業務の流れ

- ◆ 入門基礎知識の習得
- ◆ トラブル対処法
- ◆ 通関知識の習得
- ◆ 自己証明による原産地証明文書の作成法

② 基礎知識編

- ・海外の新規顧客開拓方法
- ・輸出実践（取引開始前の状況分析から交渉の実施と契約締結まで）
- ・輸入実践（交渉主導権を握る方法、物品選定の注意点）
- ・新しい海外ビジネスモデルの構築
- ・トラブル対処法（代金回収トラブル、品質・納期トラブル）

③ 通関編（新設）

- ・関税率表、関税番号、関税制度
- ・EPA/TPP と海外販売戦略
（TPP11 や日 EU・EPA において採用されている原産地証明（原産地申告）の、生産者・輸出者等による自己申告方式による作成方法の解説）
- ・新しい日本の通関システムと ATA カルネ（通関手帳）
- ・輸入通関における課税標準（価格）と関税
- ・日本の関税に関する減免税、戻し税の制度、輸出取引免税制度（消費税等）

■ 開催日時・場所 ※両会場とも各日 9:30～16:30（昼休憩 1 時間）、1 日 6 時間

会 場	日 時	場 所
広島会場 (定員 40 名)	① 入門編 6月19日(水)	広島県情報プラザ 広島市中区千田町 3-7-47
	② 基礎知識編 7月17日(水)	
	③ 通関編 9月18日(水)	
福山会場 (定員 40 名)	① 入門編 6月20日(木)	福山商工会議所 福山市西町 2-10-1
	② 基礎知識編 7月18日(木)	
	③ 通関編 9月19日(木)	

※ ①入門編と②基礎知識編はセット受講です。

《 4月中旬に、ウェブサイトや郵送するご案内で募集開始します 》

お問合せ：082-248-1400 <http://www.hiwave.or.jp/purpose1/international/>